

田原本町避難行動要支援者  
避難支援プラン（全体計画）

令和6年10月  
田原本町

# 目次

## 第1章 総則

- 1 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）作成の経緯及び目的・・・p 1
- 2 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の位置付け・・・p 1
- 3 用語の定義・・・p 1
- 4 制度の概要・・・p 2

## 第2章 避難行動要支援者名簿に関する基本方針

- 1 避難行動要支援者の把握・・・p 4
- 2 避難行動要支援者名簿の作成・・・p 4
- 3 避難行動要支援者名簿の提供・・・p 6
- 4 避難行動要支援者名簿の管理及び更新・・・p 8

## 第3章 避難行動要支援者個別避難計画に関する基本方針

- 1 個別避難計画の作成に必要な情報の把握・・・p 9
- 2 個別避難計画を作成することについての意向確認・・・p 9
- 3 個別避難計画の作成・・・p 10
- 4 個別避難計画情報の提供・・・p 13
- 5 個別避難計画の管理及び更新・・・p 14

---

## 第1章 総則

---

### 1 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）作成の経緯及び目的

---

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数が約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、例えば消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281人、民生委員の死者・行方不明者は56人に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

東日本大震災の教訓として、障害者、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場合があったことを受け、これらの者に係る名簿の整備・活用を促進することが必要とされたことから、平成25年の災害対策基本法の改正により市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務化された。

近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であった。

これらの教訓を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。

このたび、これらの法改正を受けて国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が改定されたことを踏まえ、避難行動要支援者の避難支援の基本的な考え方や進め方を明確にすることで、支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、田原本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）を定める。

### 2 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の位置付け

---

田原本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）は、田原本町地域防災計画の下位計画であり、第2章において避難行動要支援者名簿に関する基本方針を定め、第3章において避難行動要支援者個別避難計画に関する基本方針を定める。

### 3 用語の定義

---

田原本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

#### (1) 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法第8条第2項第15号）。

#### (2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう（災害対策基本法第49条の10第1項）。

#### (3) 名簿掲載希望者

要配慮者のうち、田原本町地域防災計画が定める避難行動要支援者の要件には該当しないが、自らの命を主体的に守るため、町に対して自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めた者をいう。

(4) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者及び名簿掲載希望者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう（災害対策基本法第49条の10第1項参照）。

(5) 避難支援等

避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者及び名簿掲載希望者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう（災害対策基本法第49条の10第1項参照）。

(6) 避難支援等関係者

民生児童委員、自治会長及びその他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者をいう（災害対策基本法第49条の11第2項、田原本町地域防災計画参照）。

(7) 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに作成する、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画をいう（災害対策基本法第49条の14第1項）。

## 4 制度の概要

---

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

- ① 町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない（災害対策基本法第49条の10）。
- ② 避難行動要支援者の同意が得られたときは、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供する（災害対策基本法第49条の11第2項）。
- ③ 避難行動要支援者の同意が得られていない場合であっても、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる（災害対策基本法第49条の11第3項）。

(2) 個別避難計画の作成等

- ① 町は、避難行動要支援者の同意が得られたときは、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努めなければならない（災害対策基本法第49条の14）。
- ② 避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られたときは、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する（災害対策基本法第49条の15第2項）。
- ③ 避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られていない場合であっても、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度

で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる（災害対策基本法第49条の15第3項）。

## 第2章 避難行動要支援者名簿に関する基本方針

### 1 避難行動要支援者の把握

#### (1) 町内部での情報の集約

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

#### (2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

《担当》

| 項目                               | 担当部署                     |
|----------------------------------|--------------------------|
| ・ 避難行動要支援者の要件①②に該当する者の把握及び情報集約。  | 長寿介護課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者の把握及び情報集約。 | 健康福祉課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者の把握及び情報集約。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

《支援》

| 項目                     | 支援部署 |
|------------------------|------|
| ・ 避難行動要支援者の把握及び情報集約の支援 | 防災課  |

### 2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難支援等の実施の基礎とするため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者に関する事項を記載する。

#### (1) 避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者名簿は、次に掲げる2種類とする。

##### ① 避難行動要支援者名簿（全件名簿）

避難行動要支援者及び名簿掲載希望者の全員を掲載した名簿。

##### ② 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）

避難行動要支援者及び名簿掲載希望者のうち、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することについての同意が得られた者を掲載した名簿。

#### (2) 避難行動要支援者の範囲

田原本町地域防災計画が定める避難行動要支援者の範囲は、生活基盤が田原本町内の自宅にある者のうち、次の要件のいずれかに該当する者である。

##### ① 単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者（75歳以上）で、要支援1・2又は要介護1・2の認定を受けている者

##### ② 要介護認定3以上の者

- ③ 障害者手帳1・2級（肢体、視覚、聴覚・言語、内部）を所有する者
- ④ 療育手帳A判定所持者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥ 重症難病患者（特定疾病医療受給者）
- ⑦ その他避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

※ ⑥に関して、県の災害時等在宅難病患者支援事業として、生命維持に関与する医療機器を使用する在宅難病患者(重症難病患者)として、奈良県から町へ情報提供があった者

(3) 名簿掲載希望者の届出

名簿掲載希望者については、名簿掲載希望届出書（兼意向確認書）により、避難行動要支援者名簿への掲載希望を受け付けるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

※ ⑥は要介護度および障がい等級とする

(5) 名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することについての意向確認

- ① 避難行動要支援者全員について、避難行動要支援者名簿情報の外部提供に関する意向確認書により、災害の発生に備えて名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することについての同意又は不同意の意向確認を行う。
- ② また、名簿掲載希望者については、名簿掲載希望届出書（兼意向確認書）により、避難行動要支援者名簿への掲載希望の受付の際に意向確認を行う。
- ③ なお、重度の認知症や障害等により、個人情報取り扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合等は、親権者や法定代理人等に意向確認を行う。
- ④ 同意又は不同意の意向は、変更の申出がない限り自動継続するものとする。ただし、長期の入院や施設入所等で避難行動要支援者名簿（全件名簿）から削除された者については、同意又は不同意の効力は停止するものとし、その後、避難行動要支援者名簿（全件名簿）に再度掲載された場合は、同意・不同意の効力を再開させ、変更の申出があった場合は改めて意向確認を行う。
- ⑤ 次に掲げる者については、1年に1回程度意向確認を行うものとする。
  - ア 新たに避難行動要支援者名簿（全件名簿）に掲載された者
  - イ その他町長が必要とした者

(6) 避難行動要支援者名簿からの削除

避難行動要支援者の要件に該当しなくなった者は、避難行動要支援者名簿（全件名簿）から削除する。ただし、名簿掲載希望者については、この限りでない。

《担当》

| 項目  | 担当部署                     |
|---|--------------------------|
| ・ 避難行動要支援者の要件①②に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の外部提供に係る意向確認。  | 長寿介護課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の外部提供に係る意向確認。 | 健康福祉課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の外部提供に係る意向確認。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |
| ・ 名簿掲載希望者の受付及び名簿情報の外部提供に係る意向確認。                           | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

### 3 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者名簿は、災害の発生に備えて平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿（同意者名簿）情報を提供する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者名簿（全件名簿）情報を提供することができる。

(1) 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）情報の提供先

避難行動要支援者名簿（同意者名簿）情報の提供先は、地域防災計画が定める避難支援等関係者であり、具体的には、民生児童委員、自治会長及びその他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者である。

(2) 避難行動要支援者名簿（全件名簿）情報の提供先

避難行動要支援者名簿（全件名簿）情報の提供先は、避難支援等関係者その他の者であり、具体的には、地域防災計画が定める避難支援等関係者の他、消防機関、警察、自主防災組織、町社会福祉協議会、社会福祉事業者等が想定される。

(3) 名簿情報の漏えい防止のための措置

避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、町は、避難行動要支援者名簿情報を提供するときは、名簿情報の漏えい防止のため、次の措置を講ずる。

① 避難行動要支援者名簿情報は、当該避難行動要支援者又は名簿掲載希望者を担当する地

域の避難支援等関係者に限り提供すること。

- ② 避難行動要支援者名簿情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿情報を取扱う者を限定するよう説明すること。
- ③ 避難行動要支援者及び名簿掲載希望者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること。
- ④ 名簿情報の提供を受けた者には、災害対策基本法に基づく守秘義務が課されることを十分に説明すること。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿情報を施錠可能な場所に保管するよう説明すること。
- ⑥ 受け取った避難行動要支援者名簿情報を必要以上に複製しないよう説明すること。
- ⑦ 必要に応じて名簿情報の取扱状況の報告を求めること。
- ⑧ 災害時に避難行動要支援者名簿（全件名簿）情報を提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること。
- ⑨ 避難行動要支援者名簿情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する説明すること。

(4) 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）情報の提供に係る手続き

町は、避難支援等関係者に対して、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じた上で、避難支援等の実施に必要な限度で、紙媒体の避難行動要支援者名簿（同意者名簿）情報を提供する。

また、町は、紙媒体の避難行動要支援者名簿（同意者名簿）を更新したときは、避難支援等関係者に更新後の情報を提供し、更新前の情報を回収する。

(5) 自治会へ参加していない避難行動要支援者の取り扱い

町は、自治会からの申し出があれば、自治会へ参加していない避難行動要支援者の情報を削除のうえ避難行動要支援者名簿を差し替える。ただし、平常時の民生児童委員へ提供する名簿および災害時の避難行動要支援者名簿（全件名簿）はこの限りでない。

〈担当〉

| 項目   | 担当部署                     |
|--|--------------------------|
| ・ 民生児童委員に対する避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供及び名簿情報漏えい防止のための措置。 | 健康福祉課                    |
| ・ 自治会長に対する避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の提供及び名簿情報漏えい防止のための措置。   | 長寿介護課<br>健康福祉課<br>こども未来課 |

#### 4 避難行動要支援者名簿の管理及び更新

##### (1) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿は、災害時のバックアップのため、紙媒体及び電子媒体で管理する。

紙媒体の名簿については、施錠可能な場所で管理し、電子媒体の名簿については、パスワード等により厳正に管理する。

##### (2) 避難行動要支援者名簿の更新

紙媒体の名簿については、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者の情報を原則として年1回更新する。

電子媒体の名簿については、避難行動要支援者の情報を原則として年4回更新し、名簿掲載希望者の情報を随時更新する。

《担当》

| 項目   | 担当部署                     |
|--|--------------------------|
| ・ 避難行動要支援者の要件①②に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の管理、更新及び名簿へのデータ入力・更新。  | 長寿介護課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の管理、更新及び名簿へのデータ入力・更新。 | 健康福祉課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者に係る避難行動要支援者名簿の管理、更新及び名簿へのデータ入力・更新。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |
| ・ 名簿掲載希望者の避難行動要支援者名簿の管理、更新及び名簿へのデータ入力・更新。                | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

《支援》

| 項目                      | 支援部署 |
|-------------------------|------|
| ・ 避難行動要支援者名簿の管理及び、更新の支援 | 防災課  |

## 第3章 避難行動要支援者個別避難計画に関する基本方針

### 1 個別避難計画の作成に必要な情報の把握

#### (1) 町内部での情報の集約

町は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、町の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約する。その際、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に把握する。

#### (2) 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が個別避難計画の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

#### (3) 避難行動要支援者本人等からの情報の取得

避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者本人、家族、本人と関りのある介護支援専門員、相談支援専門員、かかりつけ医、民生児童委員等の関係者からの情報を把握する。

《担当》

| 項目  | 担当部署                     |
|---|--------------------------|
| ・ 避難行動要支援者の要件①②に該当する者に係る個別避難計画作成に必要な情報の把握及び情報集約。  | 長寿介護課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件③～⑥に該当する者に係る個別避難計画作成に必要な情報の把握及び情報集約。 | 健康福祉課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者に係る個別避難計画作成に必要な情報の把握及び情報集約。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

《支援》

| 項目                           | 支援部署 |
|------------------------------|------|
| ・ 個別避難計画作成に必要な情報の把握及び情報集約の支援 | 防災課  |

### 2 個別避難計画を作成することについての意向確認

(1) 避難行動要支援者全員について、個別避難計画の作成に関する意向確認書により、災害対策基本法第49条の15第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明した上で、個別避難計画を作成することについての同意又は不同意の意向確認を行う。

(2) また、名簿掲載希望者については、名簿掲載希望届出書（兼意向確認書）により、災害対策基本法第49条の15第2項又は第3項の規定による個別避難計画情報の提供に係る事項について説明した上で、個別避難計画を作成することについての同意又は不同意の意向確認を行う。

(3) なお、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生

ずる結果について判断できる能力を有していない場合等は、親権者や法定代理人等に意向確認を行う。

(4) 同意又は不同意の意向は、変更の申出がない限り自動継続するものとする。ただし、避難行動要支援者名簿（全件名簿）から削除された者については、同意又は不同意の効力は停止するものとし、その後、避難行動要支援者名簿（全件名簿）に再度掲載された場合は、同意又は不同意の効力を再開する。

(5)次に掲げる者については、1年に1回程度意向確認を行うものとする。

ア 新たに避難行動要支援者名簿（全件名簿）に掲載された者

イ その他町長が必要とした者

(7) 個別避難計画の停止

避難行動要支援者名簿（全体名簿）から削除された者については、これに伴って原則個別避難計画も停止する。再度、避難行動要支援者名簿(全体名簿)へ追加された場合は、原則再度個別避難計画を再開する。

《担当》

| 項目                                      | 担当部署                     |
|---|--------------------------|
| ・ 避難行動要支援者の要件①②に該当する者に係る個別避難計画作成の意向確認。  | 長寿介護課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者に係る個別避難計画作成の意向確認。 | 健康福祉課                    |
| ・ 避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者の係る個別避難計画作成の意向確認。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

### 3 個別避難計画の作成

町は、個別避難計画を作成することについて避難行動要支援者及び名簿掲載希望者の同意が得られたときは、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者ごとに個別避難計画を作成するよう努める。

(1) 個別避難計画の種類

個別避難計画は、次に掲げる2種類とする。

① 町支援による個別避難計画

優先度の高い避難行動要支援者について、対象者本人や家族、支援者などの関係者が集まり、対象者本人の状況や支援内容、避難方法を話し合う地域調整会議を開催し作成する個別避難計画。

② 本人・地域記入の個別避難計画

町支援による個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者及び名簿掲載希望者について、本人又はその関係者が記入し、町に提出する個別避難計画。

(2) 個別避難計画作成に係る関係者の範囲

個別避難計画作成に当たって連携する関係者としては、介護支援専門員や相談支援専門員

等の福祉専門職、民生児童委員、自治会、自主防災組織、地域医師会、福祉事業者、社会福祉協議会等の地域の医療・看護・介護・福祉等に関する団体等が想定される。

### (3) 個別避難計画作成の優先度

できるだけ早期に避難行動要支援者及び名簿掲載希望者全体に個別避難計画が作成されるようにするために、優先度の高い避難行動要支援者について町が町支援による個別避難計画の作成に取り組む一方で、町支援による個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者及び名簿掲載希望者について本人・地域記入の個別避難計画づくりも並行して進める。

優先度の高い避難行動要支援者に該当するか否かについては、次に掲げる基準を考慮するものとし、その中でより優先度の高い者から順に、段階的に町支援による個別避難計画の作成に取り組むものとする。

《介護》

| 個別避難計画<br>振分表 |                  |        | 浸水想定区域   |      |  |        |
|---------------|------------------|--------|--|------|--|--------|
|               |                  |        | 2m以上   | 1～2m | 0.5～1m                                     | 0.5m未満 |
| A             | ・専門的な支援が必要       | 要介護3以上 | 【公助】 専門的な視点を取り入れ作成<br>○専門職が対応しないと避難行動が困難<br>○住民だけの対応が困難                            |      |  |        |
|               | ・入院や施設入所を検討      |        |  |      |  |        |
| B             | ・一般避難所での生活が困難    | 要介護1・2 | ※要介護認定1以上かつ個別避難計画作成に同意した方全てを対象とするので、一度に対応することは困難である。<br>よって、浸水想定区域で優先順位をつけて順次対応する。 |      |  |        |
|               | ・福祉避難所の利用を検討     |        |  |      |  |        |
| C             | ・一般支援や守りで生活可能    | 要支援1・2 | 【自助・共助】 本人・家族で作成<br>○地域の支えあいに対応して<br>いくことが必要<br>○マップが有効                            |      | 本人・家族で作成<br>○優先度は低いが、マップを<br>作成し備えていくことが大切 |        |
|               | ・一般避難所・在宅での生活を検討 |        |  |      |  |        |

《障がい》

| 個別避難計画<br>振分表 |                  |  | 浸水想定区域  |      |        |        |
|---------------|------------------|--|---|------|--------|--------|
|               |                  |  | 2m以上  | 1～2m | 0.5～1m | 0.5m未満 |
| A             | ・専門的な支援が必要       |  | 【公助】 専門的な視点を取り入れ作成<br>○専門職が対応しないと避難行動が困難<br>○住民だけの対応が困難 |      |        |        |
|               | ・入院や施設入所を検討      |  |   |      |        |        |
| B             | ・一般避難所での生活が困難    |  | 【自助・共助】 本人・家族で作成<br>○地域の支えあいに対応して<br>いくことが必要<br>○マップが有効 |      |        |        |
|               | ・福祉避難所の利用を検討     |  |   |      |        |        |
| C             | ・一般支援や守りで生活可能    |  | 本人・家族で作成<br>○優先度は低いが、<br>マップを作成し備え<br>ていくことが大切          |      |        |        |
|               | ・一般避難所・在宅での生活を検討 |  |   |      |        |        |

### (4) 本人・地域記入の個別避難計画の受付・確認

町支援による個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者及び名簿掲載希望者につ

いては、本人又はその関係者に対して、本人・地域記入の個別避難計画の作成を促し、町が当該本人・地域記入の個別避難計画の提出を受けて、(5)の事項が記載されていることを確認する。

(5) 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者及び名簿掲載希望者に関する次に掲げる事項を記載する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者又は名簿掲載希望者について避難支援等を実施する者をいう（個人だけではなく団体を含む）。以下同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ⑧ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ⑨ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(6) 個別避難計画情報を避難支援等関係者に対して提供することについての意向確認

- ① 個別避難計画を作成するときは、避難支援等実施者に対して、災害の発生に備えて個別避難計画情報を避難支援等関係者に対して提供することについての同意又は不同意の意向確認を行い、同意を得られたものについてのみ記載する。
- ② なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症や障害等により個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合等は、親権者や法定代理人等に意向確認を行う。
- ③ 同意又は不同意の意向は、変更の申出がない限り自動継続するものとする。

《担当》

| 項目                                     | 担当部署                     |
|--|--------------------------|
| ・避難行動要支援者の要件①②に該当する者の個別避難計画の作成及び作成支援。  | 長寿介護課                    |
| ・避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者の個別避難計画の作成及び作成支援。 | 健康福祉課                    |
| ・避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者の個別避難計画の作成及び作成支援。  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |

## ≪支援≫

| 項目               | 支援部署 |
|------------------|------|
| ・個別避難計画の全体的な作成支援 | 防災課  |

### 4 個別避難計画情報の提供

町は、個別避難計画情報を避難支援等関係者に対して提供することについて、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、町は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

なお、個別避難計画に記載された避難支援等実施者は、個別避難計画に基づく避難支援等の実施に当たる当事者の一人として、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画情報を本人と共有する。

#### (1) 平常時における個別避難計画情報の提供先

平常時における個別避難計画情報の提供先は、地域防災計画が定める避難支援等関係者であり、具体的には、民生児童委員、自治会長及びその他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者である。

#### (2) 災害時における個別避難計画情報の提供先

災害時における個別避難計画情報の提供先は、避難支援等関係者その他の者であり、具体的には、地域防災計画が定める避難支援等関係者の他、消防機関、警察、自主防災組織、町社会福祉協議会、社会福祉事業者等が想定される。

#### (3) 個別避難計画情報の漏えい防止のための措置

個別避難計画には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、町は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の漏えい防止のため、次の措置を講ずる。

- ① 個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者又は名簿掲載希望者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- ② 個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明すること。
- ③ 避難行動要支援者及び名簿掲載希望者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること。
- ④ 個別避難計画情報の提供を受けた者には、災害対策基本法に基づく守秘義務が課されることを十分に説明すること。
- ⑤ 個別避難計画情報を施錠可能な場所に保管するよう説明すること。
- ⑥ 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明すること。
- ⑦ 必要に応じて個別避難計画情報の取扱状況の報告を求めること。
- ⑧ 災害時に個別避難計画情報を提供する場合は、使用後に個別避難計画情報の廃棄・返却

等を求めること。

⑨ 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する説明を行うこと。

(4) 個別避難計画情報の提供に係る手続き

町は、避難支援等関係者に対して、個別避難計画情報の漏えい防止のための措置を講じた上で、避難支援等の実施に必要な限度で、紙媒体で個別避難計画情報を提供する。

また、町は、個別避難計画を更新したときは、避難支援等関係者に更新後の情報を提供し、更新前の情報を回収する。

《担当》

| 項目                                      | 担当部署                     |
|---|--------------------------|
| ・ 民生児童委員に対する個別避難計画情報の提供及び情報漏えい防止のための措置。 | 健康福祉課                    |
| ・ 自治会長に対する個別避難計画情報の提供及び名簿情報漏えい防止のための措置。 | 長寿介護課<br>健康福祉課<br>こども未来課 |

## 5 個別避難計画の管理及び更新

(1) 個別避難計画の管理

個別避難計画は、災害時のバックアップのため、紙媒体及び電子媒体で管理する。

紙媒体の個別避難計画については、施錠可能な場所で管理し、電子媒体の個別避難計画については、パスワード等により厳正に管理する。

(2) 個別避難計画の更新の契機

避難行動要支援者の転居、心身の状況の変化、浸水想定区域の見直しその他の個別避難計画に影響を及ぼす事由が生じたときは、必要に応じて個別避難計画を随時更新する。

また、本人、家族、避難支援等実施者又は個別避難計画作成に係る関係者から変更の届出があったときも、必要に応じて個別避難計画を随時更新する。

(3) 個別避難計画の更新の方法

町支援による個別避難計画か本人・地域記入の個別避難計画かにかかわらず、更新に当たっては、本人及びその関係者と調整の上、本人・地域記入による更新を原則としつつ、避難支援を行う際に従来の計画内容では支障が生じる事情がある場合、必要に応じて町支援による更新を実施するものとする。

※ 避難支援を行う際に従来の計画内容では支障が生じる事情とは、「家族構成や各連絡先の変更」「避難支援者の変更」「居住地変更あるいは要支援者の著しい状態変化に伴う、避難経路や避難所等での留意事項の変更」といった、情報更新がないと計画の効果的な活用が困難となる内容をいう。

《担当》

| 項目   | 担当部署                     |
|--|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の要件①②に該当する者に係る個別避難計画の管理及び更新。</li> </ul>  | 長寿介護課                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の要件③～⑤に該当する者に係る個別避難計画の管理及び更新。</li> </ul> | 健康福祉課                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者の要件⑥⑦に該当する者に係る個別避難計画の管理及び更新。</li> </ul>  | 健康福祉課<br>こども未来課<br>長寿介護課 |